

第五回 國會
衆議院

商工委員會労働委員會連合審査會議録第一号

昭和二十四年五月十日（火曜日）
午前十時五十四分開議

出席委員

商工委員會

委員長代理 理事神山 博君

理事瀧谷雄太郎君 理事村上 勇君

理事今澄 勇君 理事川上 貫一君

理事永井 要造君

阿左美廣治君 岩川 與助君

江田斗米吉君 門脇勝太郎君

小金 義昭君 高木吉之助君

多武良哲三君 福田 一君

森下 孝君 水谷長三郎君

聽澤 克巳君 河野 金昇君

労働委員會

委員長 倉石 忠雄君

理事角田 幸吉君 理事福永 健司君

理事三浦寅之助君 理事吉武 惠市君

理事前田 種男君 理事川崎 秀二君

理事春日 正一君 理事島田 末信君

麻生太賀吉君 大橋 武夫君

小淵 光平君 佐藤 親弘君

篠田 弘作君 塚原 俊郎君

船越 弘君 松野 頼三君

青野 武一君 大矢 省三君

小川 半次君 土橋 一吉君

石田 一松君 岡田 春夫君

出席國務大臣

商工大臣 稻垣平太郎君

労働大臣 鈴木 正文君

出席政府委員

（總務局長） 山本 高行君

（鉱山局長） 長谷川輝彦君

（石炭廳生産局長） 田口 良明君

（石炭廳管理局長） 山地 八郎君

（労働政務次官） 山崎 岩男君

（労働事務官） 賀來才二郎君

委員外の出席者

商工事務官 曾根 文二君

労働基準監督官 堀 秀夫君

専門員 越田 清七君

専門員 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

本日の會議に付した事件

鉱山保安法案（内閣提出第一三八号）

○神田委員長代理 これより商工委員會、労働委員會連合審査會を開會いたします。

大野商工委員長にはおさしつかえがありませんので、かわつて私が委員長職務を行います。

ただいまより鉱山保安法案を議題として審査を進めます。商工委員會におきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておるのでありますが、本日は連合審査會でありますので、労働委員の方々のために、あらためて説明を聴取いたします。稲垣商工大臣。

○稲垣國務大臣 ただいま議題となりました鉱山保安法案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

御承知のごとく、鉱業の保安に関する法制の歴史は非常に古いのであります。保安が生産の基礎となる鉱業の

特殊事情に即應いたしましたして、明治三十三年の鉱業條例以來、施設の保安、鉱夫の保護、鉱害の防止等に關し、これを法的に規制し、商工省において総合的かつ一元的に監督して参つたのであります。終戦以來、主として戦時中の濫掘による鉱業施設等の荒廢のため、鉱山の保安状況は悪化し、鉱業生産の確保向上のためには、保安條件の整備が焦眉の急とされてゐるのであります。これを規制する現行法規には若干の不備もあり、監督機關も十分とは言えないのであります。政府といたしましては、鉱業保安関係法令の整備と監督機關の充実並びに労働関係法規との調整について、鋭意検討を進めて來たのであります。このうちその成果を得ましたので、ここに鉱業法、労働基準法とは別個の單行法として、鉱山保安法案を本國會に提出して、御審議を仰ぐこととした次第であります。

この法案は、第一條に明文を設けましたごとく、鉱業生産の特殊性にかんがみ、鉱山労働者の保護をはかることと、鉱物資源の合理的開発をはかるという二つの目的をあわせ持つものであります。

この法案において特に政府の考慮いたしました事項の第一点は、鉱業の保安に關する鉱業権者及び保安技術職員その他の鉱山労働者の責任を明確にするということとであります。現行法令におきましては、責任関係が明確でない点もあつたのであります。この法案は、

第二点は、鉱業の保安が特殊の技術的事項であることにかんがみまして、鉱山の現場機構を整備強化しようとしてゐることとあります。すなわち、保安管理者、保安監督員等の保安技術職員の制度を整備し、かつその資質の向上をはかります。各鉱山に保安委員會の設置、実状に即する保安規程の作成を義務づけ、現場保安業務の最も円滑な運営を期してゐるのであります。

第三点は、鉱業の保安に關する監督機關の整備と、そのぎわめて民主的な運営をはかつてゐることとあります。すなわち、この法案施行のため、中央に鉱山保安局を設け、地方に鉱山保安監督部、炭鉱保安監督部を置いて、それらに商工局、石炭局に付置し、これらに監督監督官を配して、保安監督の強化をはかうとしたのであります。強化をはかうとしたのであります。地方にそれら労働、学識経験者よりなる保安協議會を設け、重要事項について審議することとしたのであります。

今日鉱業の保安状況は必ずしも万全とは申せないものであります。この法案の施行により、万難を排して災害の絶滅を期し、鉱物資源の増産のため、基礎條件を確保したいと思ふのであります。

何とぞ慎重御審議の上、可決願いたいと存するのであります。

○神田委員長代理 これにて提案理由の説明は終了しました。引続き質疑に移ります。土橋一吉君。

○土橋委員 ただいま商工大臣から提案理由の御説明があつたのであります。が、私たちは、この法案の第一條が規定しております宣言的な法案の目的等についても、また第二章の保安に關する條項につきましても、第三章の監督機關等の問題についても、また罰則の点についても、いろいろ意見を聴取したいと思ふのであります。とりあえず私は、終戦以來日本の鉱山は逐次年度を追ひまして、非常な災害が激増してゐるのであります。この災害のために、労働者諸君の悲惨な生活状況、あるいは労働状況に關する諸般の問題があります。一体このような災害あるいは悲惨な問題が起つて來る原因はどうかという点にあるか、どういふ点が最も根本的な原因であるかという点を十分論議いたしまして、その内容について御答弁を賜つてから、この法案について、個々の問題について、御質問申し上げる、この方が一番正しいと信じておりますので、一体原因はどこにあるかという点につ

いて、商工大臣から責任ある御答弁を願いたいと思ふのであります。

○稲垣國務大臣 原因はどこにありやという問題についての御質問でありますが、これはいろいろ考えられると思ふのであります。しかしながら主たる原因は、戦時中の非常なところの強制的な濫掘といつたようなことがおもな原因である、一言に言えば私はそう申してよいのじやないかと存じておるのであります。そういう意味合いにおきまして、その後石炭が基礎物資といひまして、これに対して傾斜生産方式によつてこれに力を盡した。ところが坑内の條件としては、濫掘によつてはなはだ整つていない。こういう辺にあるのじやないかと思ふのであります。それがこの際この鉱山保安法案を整備いたしました、そして従来の弊害であつたところの根源をできるだけ除去したいというのが、この法案の提出の理由であります。

○土橋委員 ただいまの御答弁の内容を承りますと、具体的にどれがその災害の基本的な原因であるか、どういふ点に重大な欠陥があるかという点について御説明がなかつたようでありますが、私はわれ／＼の今日までの入手法における資料に基づきますと、炭鉱における罹災者の状況は、昭和二十一年度におきましては大体六万二千有余人あつたのであります。昭和二十二年年度になりまして、さらにこれが激増いたしました、九万三千五百有余人の災害者を出したのであります。越えて昭和二十三年度——昨年度に至りますと、十四万という膨大な数字を出してあるのであります。また出炭の百万トン基準当りの災害の状況を見ますと、昭和

二十一年度は大体二千七百七十有余名であります。また二十二年度におきましては、三千七百七十有余名の災害者を出しておるのであります。それで昨二十三年度におきましては、四千五百二十名というような、比較いたしましたる皆さんの災害者を出しておるのであります。なお商工委員会の出したる／＼な資料、特に鉱山保安部から出されておりますところの鉱山災害の状況という資料によりまして、出炭の量と比例して災害が増減するといふことが述べられておりますが、昭和二十三年度は、すでに三千万四百万トンの出炭が強いいたされまして、これが救済増産のためにどのような措置を講ぜられましてか。この災害の激増の基本的な関係につきまして、増産運動と労働者の災害とは密接不可分の関係にあり、常にそれが幾何級数的にも増加をするという傾向にありますが、こういう点について、商工大臣はどういふふうにお考えになつておられますか、ひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○稲垣國務大臣 災害が増加いたしておりますことは御説の通りであります。これは増加の点についてはいろいろなことが考えられると思ふのであります。一つには終戦後の人数と今日の人数とを比較いたしますと、非常に従業員の数がふえてゐる。だからパーセンテージがどうなつておるかということもなお検討する必要があると思ふのであります。

それから第二段といたしましては、先ほど申し上げました終戦当時のいろいろな坑内における勤務条件の悪化がだん／＼積つて来た。これに対して十分なる手当の歩みが同じに行つてい

い。御承知のように坑内施設をそう簡単にできませんので、これに対するところの歩調が合つていないという点にもあるだろうと私は考えるのであります。それがゆゑにどうしてもこの鉱山保安法が必要になつて来る。こういうふうになつてゐる／＼は考へておられます。

○土橋委員 ただいまの大臣のお話によりまして、前者の説明におきまして非常に無謀に採炭し、あるいは鉱物を採掘した原因であるといふことが大臣から言われておりますが、かような点を十分お考えになりまして、もし今年度の出炭計画四千万二百万トンを強行するといふことになりますれば、この災害はより飛躍をいたしまして激増することは火を見るよりも明らかであります。こういうような状況において災害が事実起つて来ることは不可避である。それが非常に重大になつて来るという点について、商工大臣としてはどういふような方法で——實際の問題として、この鉱山保安法という法律だけでは不十分で、どういふような点にほんとうに重点を置くならば、この問題が解決するかどうかという点について、御所信を承りたいのであります。

○稲垣國務大臣 それにはいろいろな点があると思ひますが、むろんこの鉱山保安法も一つの方法である。これも認めざるを得ないと思ふのであります。それから鉱山保安法によりまして、坑内の施設について十分なる検討をしなければならぬ。できるだけ坑内におけるところの労働者の保安の施設について、十分の力を盡して行くことが必要であらうと思ふのであります。われわれの方といたしまして、いわゆる設備費について、ある一定の金額を見返り

資金の中から留保しておきたいというものについても、その間にいろいろな関係で、かりにその金額が減少するといふことがあつても、保安に関する金額はとこまでも確保いたしておきたい、こういうふうな考へておるのであります。この点については目下どの程度にその費用を計上すべきかといふことは研究中であります。しかしながら保安についての費用は特に考慮いたしておきたい。それからまた労働者の方々も、終戦当時から比へますと三、四年経過いたしておりますので、いわゆる熟練度も非常に加つて来たとかやうに考へるのであります。そこで四千二百万トンを強行するために、必ず災害がふえるという御議論には必ずしも私はならないのではないかと、今まではそれがあつたから、今度はまた強行すれば、その割合でふえて行くのだという御議論には私は賛成いたしかねます。

○土橋委員 ただいまの大臣のお話によると、今まで通りにはふえないであらう。今君が言つた通りの論法には行かないであらう。こういうような御答弁であつたのであります。炭鉱保安法の第一條を見ると、これは明らかに鉱山労働者の災害の防止といふものが第一点であります。次は鉱物資源が合理的に開発せられるといふことを中心的に法文が書かれております。それからまた片や労働階級における労働条件なり、あるいはその他の関係における問題が第一点と、鉱物資源の合理的な開発といふ方面における手順方法が第二点に考へられてゐると思ふのであります。そういう点を考へて参りますと、ただいまのような御説明ではな

くして、われ／＼の見るころでは、現在一般鉱山労働者諸君は、まず資金の面におきましても非常に困難な状態で、後ほどまたお話があると思ひますが、現在全国的にストライキが行われている。こういう状態の原因は、現在の賃金が平均一箇月半程度の未拂いが行われている。また実際に受取つてゐる労働者諸君は八割程度の賃金しか受取つておられぬ。こういうような悲惨な現状に置かれてゐるのであります。従つて勤労意欲の低下はもろろん、疲労困憊をいたしまして、作業能力が減退するなり、あるいは労働者の労働力がきわめて弱つてゐるというやうな事実も顯著な事実であるのであります。従ひましてこういうやうな状態において、炭鉱においては時間外手当というやうな方法において、労働者が八時間労働でありますにかかわらず、十時間労働が要求されてゐる。あるいは奨励金等の問題において、労働者諸君は苛酷な長時間労働のもとに働いておるといふ点があるのであります。そういう点と、片方に御趣旨のように労働階級については災害を除去する、災害を防止するといふ建前と相関連いたしまして、そこに重大な考へなければならぬ点があると思ふのであります。

また第二点といたしましては、そういうやうな鉱物資源の合理的な開発といふことについて、今日まで、大臣もお認めになつておられるように非常に無謀に採掘をした、またそういう設備についても十分やつていない、老朽であるといふやうな事実に関連して、明らかに固定的な設備が非常に荒廃してゐる、あるいは老朽の施設をそのまま駆使して、労働階級の犠牲においてそれ

がどうか持ちこたえられておるといふ事案、あるいは安全装置なり、その他ガスとかあるいは排水工事等が、労働階級の非常な犠牲の上にのみかかつて行われておるといふ事案があることを、大体認められてこの法案はできておると思ふのであります。そこで私が大臣にお聞きしたい重点是、大臣も言われたように、今日まで國家が傾斜生産を中心としてあらゆる力を鉱山労働者、特に炭鉱労働には費しておるのではありません。その具体的な方法においては、おそらく一千二百億以上もあろうかと思ひますところの復金の融資が、ほとんど半数以上はこの方面に融資されておるのであります。あるいはまた赤字融資等につきましても、はかることのできないような融資が行われておるのであります。しかるにかかわらず、今日まで第二番目でありましてこの完全なる施設が行われておらない。あるいは三月末の補填金にいたしましても、百七億というような巨額なものがこれに過ぎ込まれておるにかかわらず、依然としてガスなり排水なり、あるいは坑内の設備が老朽であるというやうな事実について、われわれはあらゆることを聞いておるのであります。なぜかやういふことになつておるか。どういふわけでやういふ事態を引き起しているか。それは今申し上げたやうな、いろいろ災害の危険を受け、いろいろ不幸を受けることこの労働者諸君の現実の問題が関連連をしておるのであります。やういふ点について、われわれのいろいろな資料なりあるいは聞いておる内容について、大臣もおそらく聞いておられると思ひますが、この点を根本的に解決なり究明を

し、やういふ間違つた点があるということ、ここに重点があるということを考えてなければ、この法案を個々の具体的な事象に照し合せて見ても、その効果が上らないと思ふのであります。一種の砂上の樓閣になると思ふのであります。やういふ御所見を持つておられるか、ひとつお聞きしたいと思ふのであります。

○稻垣國務大臣 私はその点については、必ずしも土橋委員と御同調いたすわけに行かぬことを残念に思ひます。ということとは坑内の保安について――

今はつきりお話があつたわけではありませんが、坑内の保安、いわゆる鉱業資源の保護という点に重点を置いておるのかかわらず、鉱山の保安についての施設は一向できていないという御趣意のやうに承つたのであります。この鉱業資源の保護といふことは、鉱山の保安なくしてはやはりやつて行けないのであります。鉱業者が自分の鉱山から実際の出炭成績を上げるといふ意味から言ひますれば、これは鉱山の保安即ち鉱山の保護につながると思ふのであります。しかるがゆゑに鉱山の保安について全然ネグレクトしておつたという考え方は、これはいわゆる机上の考へ方であつて、実際の仕事をやる上においては、鉱山保護といふことが鉱山保安につながるものであります。と、鉱山の保護なくしては鉱業資源の保護はあり得ないと思ふのであります。この点では私は意見を異にいたしておることを申し上げておきたいと思ふのであります。

坑内の施設その他につき込まれる、それがまだ今日の目的を達していないといふことについては、ある程度まだ目的を達していないといふことを私は認めたいと思ふのであります。しかしながら、一体從來の非常な濫掘の跡が簡単に整備ができるものとは考えませんので、今後の施設を期待するとともに、われわれといひましたも、鉱業者に対して、今後鉱業資源の保護と同時に鉱山保安を並行的に、しかも急速に実施するやうに懇望いたしたい、かやうに考へておるのであります。

○土橋委員 ただいまの御答弁を承ると、どうも私は了解できないのであります。この法案の第一條の宣言的に書いておる中には、鉱山のあらゆる設備が、労働者の災害を招かないやうに、労働者が罹災者となつて非常に不幸な事態に至らないやうにすることが中心的事務であると同時に、それによつて鉱物の合理的な開発が行われるといふことが基礎になつておるやうに考へるのであります。さういふしますと、今日まで國家があらゆる方面において重点的に、しかも基幹産業であるのゆゑをもつて復金の融資にしても、政府補填にしても、その他間接的には膨大な價格調整費といふものが、あらゆる面において炭鉱業者には送られておるのであります。にもかかわらず災害が激増して来るやうな状態にありまうとき、四千二百萬トンを強行すれば、それははかることのできないやうな災害状態が出て来るといふことについて、大臣はこの点についてはどう考へておられるか、今までやつておられます國家のあらゆる補助、あらゆる融資といふやうな

面から見て、このやうな災害状況が出て来る事案を見て、昭和二十四年度の四千二百萬トンの採炭については、國家があらゆる補助を與へておる面を徹底的に究明をして、いかやうに使われておるか、どういふやうにこの金が運用されて災害保安のために盡されておるか、あるいは鉱物の合理的な採掘のために、どういふやうに使われておるかといふ内容を究明しなければ、問題は解決しないと思ふのであります。これを大臣の方ではどう考へておられるか、さういふことは、私は非常に遺憾でありますので、少くとも國家は、鉱山監督に關する行政は徹底的にこれをおやりになりまして、國家が融資した國民の血税なり、あるいは國民の膏血によることこの融資は、すべからず鉱山保安に關する方向、その中心的事務は労働者の災害を除去して、さうして鉱物の合理的な資源の開発の方向に重点的に使わなければならぬのであります。ところが今日までわれわれが聞いておる内容によりますと、まことに遺憾な現象があるのであります。さういふ事案について商工大臣は、いかなることを考へておるかといふことを私はお聞きしておるのであります。この点をひとつ御説明願ひたいと思ふのであります。

○稻垣國務大臣 いわゆる商工省の鉱山行政としての今の土橋委員の御説には私は同感であります。これは商工省としてできるだけ鉱山保安についての実があらがるやうに、これを監督して行くといふことについては、私はまったく同感であります。

○川上委員 今の問題に關連してありますが、商工大臣にちよつとお聞きしたいのであります。商工大臣の方では、土橋君の質問に対して十分お答えになつておらぬと思ふ。そこで問題を具體的にして御答弁をお願いするやうにした方が非常にはつきりして来ると思ふ。土橋君の言ふところは、非常に多くの國家的保護をやつて、復金融資もしている、赤字補填もした、また赤字補償も鉱山の方はやつた、にもかかわらず保安の方はできておらぬじやないか、これには何か鉱山の中において、この國家的保護を十分に活用しなかつたといふ面があるのじやないか、これについて商工大臣はどう考へておられるかといふ質問をしてゐる。この質問について答へておらぬ。そこで私は一つ問題を出したい。商工省と大藏省においては、鉱山については特に資金監査といふものをやつておられるはずである。これは両方でもやつており、その報告書が出てゐるはずである。この報告書の内容によると、非常に膨大な炭鉱における不正が出て來てゐる。このことを明らかにされておらぬ。このことについて私は一つ質問したいのであります。九州に麻生炭鉱といふのがあつた。この麻生炭鉱は、吉田首相がこの麻生多賀吉君から多額な政治資金を贈られておるといふことは、すでに天下周知の事実である。この炭鉱についても調査ができてゐるはずで、その調査の報告書があなたの手元に來てゐるはずである。この報告書の内容を明らかにしてもいいのではありませんか、これは経理きわめて乱雑、内容きわめて不正、帳簿不備不整、出炭の成績は不良で、復金の融資は昭和二十一年の下期から二十三年の上期にわたつて二箇年間に、全体の経費

二十二億のうちで約三十パーセントは、復金融資に仰いでいる。しかもこの会社は、株の三〇%以上持つところの麻生一家と会計を一緒にしてしまつて、麻生一家は自由自在に会社の金を使つておるといふ事実がある。こういう事実は私は例としてあげたのでありますが、一ぱいある。麻生に対する不正の事実も手元に出ておるはずである。これに対していかなる処置をとられたか、これを一体どう思われるか、この内容はどういうものであるか、このことについて明確なる御答弁をお願いしたい。これが根本問題である。こういうことが方々にあるといふことになる、これは保安法をこしらへようが何をこしらへようがめちやくちやになつてしまふ。問題はここにある。こういうことでは鉱山労働者の保安設備はできないし、災害はどん／＼ふえて来る。しかも鉱山の経営者は今後の見通しでは赤字になるという報告を出している事実もあるが、それはこういうめちやくちやをやつておるからである。この内容について明確なる御答弁をお願いしたい。

○田口政府委員 ただいまの御質問の問題につきまして、資金監査を行つた結果は、今のようなお話の事実を調査面には上つておりません。

○聴審委員 今政府委員の方では、川上君の言つたような事実は上つていない、こういうことを言つておられますが、しかしながら麻生鉱業におきましては、今まで会社では赤字だ／＼と言つておられるが、昨二十三年の十月十四日の不当財産取引委員会、麻生多賀吉氏は、二十二年中に百三十万四千吉田茂氏に政治献金をしたという証言を

した。そのほかにもその地方の税務署におきましては、脱税の疑いさへあると報告されておるのであります。しかも今川上君が言われましたように、実際に昭和二十一年下期から二十三年上期に至る二箇年間に於いて、収支累計が二十二億程度、このうち復金の資金は三〇%を占めておると言われておる。しかもこういう多額の資金を受けて、その累計は三億七千幾百万になつておる会社、麻生本家の勘定などというものをくりまして、いろいろ／＼なところに対する貸付などもやつておる。あるいは鹿児島県におきまして薩摩鉱業株式会社という金鉱山に對しまして、一千万円以上の仮拂金を出しておる、こういうものを加へますと三千万円を突破するような多額の金が對外貸付として行われておる。こういう事実が報告されておるのであります。商工省、大蔵省は麻生に関する監査をやつたはずであるが、こういう事実を全然知らないとおつしやるのですか、はつきりしたことをここで責任をもつて答弁していただきたい。

○稲垣國務大臣 商工省といつたしましては、麻生鉱業の炭鉱に関する監査については、先ほど田口局長からお答えいたしました通りであります。個人の問題については商工省の関與するところではないと存じます。

○神田委員長代理 聴審君、川上君に私から御相談いたします。今お取上げになつておられる問題は、昨年不当財産委員会が共産党の徳田君その他の委員諸君からも論議された問題でありまして、鉱山法案とは直接に關係がないように考えられるのでございます。鉱山法案の審議を進めておる際でありまして、お氣持はよくわかりまされども、また他の機会なきにしもあらずと考へます。

○川上委員 委員長がそう言うのもむりはない。しかしながらこの内容が商工省に報告されておらぬ。さういふ事実はないと言ふが、これは非常に重大である。かような事実がないはずはない。麻生一家に対して会社は貸付をしており、年四分の利子であるが、事実は一銭も金をとつておらぬ。二十三年六月には百五十六万四千円貸付がある。七月には二百九十八万五千円、八月には五百八十四万六千円、九月にはまた六百二十万三千五百円になつておるはずである。この報告があなたのことろにないといふはずはない。これは重大であり、もしこれを知らぬと言われなければならぬ。また実際の資料も出したい。これは年四分の利子であつて、しかも利子を受取つておらぬ。この費途は全然不明であり、仮拂いの形式で出ておる。これはおそらく大蔵省の事務官、商工省の事務官が調べて、この報告が出ておるはずである。その報告に必ずこの経理は不当であるとあるはずである。このことについてはつきり御返答願ひたい。

○稲垣國務大臣 少しお聞き違いではないかと思ひます。私が申し上げたのは、商工省に關する限りは、麻生鉱業に關する監査はありますが、先ほど聴審氏は麻生本家云々というお話でありましたので、麻生本家のことは存じ上げないといふことを申したのであります。

○聴審委員 商工大臣はぬけ／＼とそういうことをおつしやいますが、私が聞いたのは何も麻生本家のことだけを言つておるのではない。復金の融資を多額に受けておる会社が、麻生本家を初めとしてその他對外的に貸付を行つておる。方々で復金融資の不正に疑いを持つて來ておるのに、こういう事実について商工省の大臣ともあろう者が、そういうことは知らぬ、存ぜぬとおつしやつておるのであります。これは單に麻生一家だけでなく、商工省、大蔵省においては、復金の大口融資に対する監査をやつたはずである。それを知らぬなどといふことで済ませようと考えておられるが、これは重大な問題です。私が聞いたのは本家の關係だけではないのです。こういうふうな重大な疑念の持たれる問題が起つておることを、あなたは御存じないのですか。

○山地政府委員 復金の大口融資についての監査は行つたわけでありまして、その中で、御質問の麻生鉱業の問題につきましましては、現在まで復金資金の不正と申しますか、そういう問題はなにもと考へておりません。商工省の行いました監査については、そういう報告を聞いておらぬのであります。

○聴審委員 それならばここであらためて要求いたします。商工省、大蔵省でお調べになつた麻生鉱業に対する監査報告並びに復金の大口融資先に対する監査報告書、これができてゐるはずでありますから、ぜひあわせて出していただきたい。

○土橋委員 ただいま私が質問を申し上げて閣下事項が出たのであります。私は九州における麻生鉱業のみならず、全國のあらゆる大手筋の炭鉱業

者、あるいは鉱山の企業家諸君が、國家から多額の税金によるところのもの、あるいは實血によるところの融資、あるいはそういう便宜を受けながら、今日のような状態に至つておるといふことについて、商工省におかれましては徹底的に検討をいたされまして、どこに根本的な原因があるかという点をつかねなければ、これを解明し、これを究明し、これを是正しないことには、ただいまの鉱山保安法案が規定しておる、この宣言的な規定の第一條の精神にも沿わないと思ひます。ただ法文がつくられても、國家から保護を受けておるそういう重大な融資、そういう税金によつてまかなわれるものが、不當に支出をし、あるいは不當に運用され、特に設備等の問題についてこれが徹底的に行われぬという事象をお見のがしになつて、さうしてかりに第十三條第二項等の規定を見るならば、この内容においても、結局悪く言うならば、どうぼうがどうぼうをつかまえておるような状況であります。さういふようなことではなしに、やはり鉱山監督局なりその他商工大臣におかれまして徹底的に究明することによつて、この内容が各條においても改むべきものはたくさんありますが、これを事実

に即したような法文をおつくりになつたという、ただ頭の上で考へたになつたような條文で、しかも今申し上げたやうにどうぼうがどうぼうをつかまえておるような法文であるならば、これはない方がむしろましであつて、今まで工場に關する監督規定が十分あつたと思ふ。さういふ規定を活用すればよろしいのであつて、この法案を示したることによつて中身の實現がなければ

たことによつて中身の實現がなければ

何にもならないのであります。そういう処置について商工大臣はどういう抱負と考へ方を持てゐるのかという点を私はお聞きしておるのであります。従つて問題の中心点は、この法案自体にもありましようが、この法案の基礎をなす國家の御關係において、業者がこれをまじめに實際労働者の災害保全と鉱物の合理的な開発のために、いかに運用してゐるかという事実について統計なり、資料なり、そういうものがあるならばお示しを願ひし、そういう点について大臣の所信を十分聞いて私は一應終りたいと思ふのであります。大臣の明確な御答弁を願ひたいと思ふのであります。

○稲垣國務大臣 先ほどから私たびたび申し上げておると思ふのであります。が、重ねての御質問でありますからお答えいたします。要するにわれ／＼といひましたし、この鉱山保安法案に關連して申し上げますならば、労働者の保安といふことと、鉱源開発といふ問題が並行的に実施され、しかもそれが鉱山保安に役立つようになつてゐることは十分な監督を今後とも行つて行きたい。これは先ほどから私はたびたびお答えしたのであります。が、さうに考へております。

○川上委員 これは報告書を聽講君が要求しておりますから、その報告書はぜひ出してもらいたいと思ふのであります。が、どうも知らない、そういうことはないというふうなお答えがある。石炭廳管理局もさつきさう言われた。そこで私は申しておきますが、こういう報告があるかないか。麻生炭鉱については麻生家の會計を会社の費用で取扱つてゐる。右は仮拂金で処理さ

れておるが、昭和二十三年上半期現在で麻生家は六百二十万五千四百の貸越高となり、爾後漸増の形にある。年四分の利息を付することになつておるが、實際は取つていない。支出の回收はかなり頻りに行われてゐる。一回当りの大口のものは税金であるが、他の多くについてはその使途が不明である。社外貸付六百十五万五千円、株式購入資金に対する貸付が四千三百三十万円、これは昭和二十三年九月末現在でこれが存する。社外貸付のうち一件当り十万円以上のものがたくさんある。この経理がきつめて不当である。こういう報告が出ておらぬか。またこれは知らぬという御答弁であります。が、こ

ういふ報告をお知りにならないのであります。あるいはこれはわれ／＼が考え違へてゐるものであります。この点をきつめてもらふことと、いま一つは、この詳細なる監査報告書が出ておるはずであります。その監査報告書を至急にわれ／＼の手元に提出してもらいたい。この二点であります。

○山地政府委員 監査報告書は提出いたします。それから御質問の点であります。私の方で調べましたのは、復金融資について、御質問の麻生家云々の点につきましては私の方の関知し得ないところであると考へておる次第であります。

○川上委員 商工事務官に眞鍋勝郎、松尾邦重、熊本昇、鳥取善衛という方がおられますか、おられますか。

○山地政府委員 さような人名のものにつきましても、商工省のものであります。

ますかどうか、今ちよつと私に思い当らないのであります。調べた上で御返事したいと思ひます。

○川上委員 そうすれば商工省としては、聽講君が質問しましたような事實は全然ないと思ふ、こゝろ解釈してよろしうございませうか。

○山地政府委員 復金融資の調査に關する限りにおいてはさような事實はないと考へておる次第であります。

○川上委員 復金融資の調査をお尋ねしておるのではあります。麻生炭鉱における経理の問題を商工省もともに調査しておるはずで、何も復金融資だけを問題にしてゐるわけではない。こ

ういふようなことをやつておつて、こゝろいふことがもことになるからこゝろ保安設備もできない。これを聽講君、土橋君の質問に關連して私は問うてゐるのである。これはたくさん事實がある。これをわれ／＼知つてゐる。ただ問題をはつきりさせるために麻生炭鉱を取上げたにすぎない。そのほかの炭鉱については質問しておらない。麻生炭鉱についてはつきり答弁を願ひたい。商工省の方はさような事實はない、さういふ報告は来ておらない、こ

ういふことになるのであります。この点をきつめてもらひたい。

○山地政府委員 復金融資の点につきましても、御質問の麻生家の會計については調査する権限がなかつた次第であります。従ひまして私も周知しております。従ひまして私も周知しております。麻生炭鉱の経理を監査したその報告だけを聞いておるのであります。

二月九日麻生炭鉄株式會社資金監査報告書、昭和二十四年一月十四日付のもの、これはあるとわれ／＼は信じておるのですが、これがあれば、あなたの方でお知りになつたこともなければ、これはごらんになつたこともなければ、御存じないのです。私の方の資料はあなたの方からもらった資料ではあります。それから、これはつきり聞いておきたい。

○山地政府委員 何月何日付とおつしやいます。私の方にはさういふ数字のものについて記憶がないのであります。が、御質問がありましたので、追つて取調べた上でお答えしたいと思ひます。

○土橋委員 ただいまの御答弁、私はちよつと奇怪と思ひますが、あなたの方で、あらゆる機關を通じて、復金融資をこの麻生炭業が受けた、その内容についてもし不正があれば、これはその点について調べなければならぬ。ところがその受けてから後まじいかようにその金を使つてゐるかという内容についても、ただ漫然と復金の融資を受けるべきものでない。それが運轉資金の方において、建設資金の方においてどういふふうに使われなければならぬという要請に基いて、これは復金融資を行う機關が認定し、決定して融資してゐるのであります。従つてその金が運轉資金にどういふふうに使われてゐるか、建設資金にどういふふうに使われてゐるか。特に建設資金等において、労働者の災害に關する問題は非常に重大である。同時にこれは、鉱物資源の合理的な開発のために運用されることが正しいのであります。さういふ点について、あなたの方で商工省

鉱山監督行政としておやりにならないければならぬ点が多々あると思ふのであります。さういふ点についてあなた方が御存じないのか。その金の使ひ方を見て、また設備がどの程度復旧してゐるか、労働者の災害がどうなつてゐるか、労働者の災害がどうなつてゐるかといふ点を、この法案が中心となつてゐる／＼審議をする前に、きつめなかつたならば、この法案だけ審議しても、問題にならないのではないかと、こゝろを主張してゐるのであります。

あなたの方のたゞいまの、答弁を聞くと、さういふ点はわからないような御答弁であります。が、さういふ点は全國の各炭山にあると思ひます。麻生炭業の場合に、その運轉資金なり建設資金なりが、どういふふうに使われて、どういふ現状にあつて、今どの程度進行しておるかといふことを、あなたが明確に御答弁にならないと、今の麻生一家の問題についても、あなたの方で適切なものをつかまえることはできない。従つてこの点をあなたの方で明確に御説明くださらないと問題にならないのです。ただ抽象的に受けるまゝではかりに問題がなくて、受けてから後、また彼らが決定した方法に金を使はないう災害が生じてゐるというならば、重大な問題であるから、われ／＼はお聞きしてゐる次第であります。その点についてどういふふうになつてゐるか。もつと責任ある答弁を願ひたいと思ふのであります。

○山地政府委員 もちろん御質問のごとく復金融資の使途を監査いたします。際には、こゝろ炭鉄がこゝろいふふうな設備をする。それに対してこれ／＼の金額を融資する、こゝろいふことになつておるので、その計画通りに実

施されておるのであります。その工事の進捗状況がどうかであるかということとを監査いたしておるのであります。それでさような点について監査いたしたという点をお話し上げたのであります。いづれ報告書でもごらん願いたいと存じますが、ただ今御質問になりましたのは、何か麻生の何とかかとか、銀行との関係がどうか、こうとかいってお話でありましたが、個人のことにつきまして、個人の財産の管理問題につきまして、私の方で監査をする権限もございませんので、そういうものは報告に載っておらぬ、かように申し上げた次第でありまして、また何月何日の報告をごらんになつて御質問になつたのかわかりませんが、私の方にはたくさん報告が来ておりますので、よく覚えておりませんから、いろいろ調査してお答え申し上げたいと申した次第であります。

○川上委員 これは重大です。麻生家の会計を調べてくれということを言っているのじやない。麻生家に対して麻生鋳業株式会社が麻生家と一緒にやつてむちやくちやな経理をしているじやないか。これは麻生家のことであるからおれは知らぬというやうな言い方をなされば、これは実に重大な問題である。また復金融資の内容を聞いておるのじやない。麻生鋳業株式会社の監査をなさつておるじやないか、この結果はきわめて重大なものが来ているじやないか。これを言つておるのは、何も麻生家の会計を調べてくれと言つておるのじやない。これははなはだどうも答弁がなつておらぬ。これははつきりしなければいけないことが一つ。

第二には、この報告書を出すと言われませんが、そういうやうな御答弁を商工当局がなさるのでは、いつ出して来るかわからぬ。だからこの報告書が出てわれわれが調べるまでこの法案の審議を中止してもらいたい、これが一つの要求である。それから今の管理局長の答弁は、はなはだ問題のポイントをはずれておる。これをはつきりしてもらいたい。これは重要な問題です。

○山地政府委員 報告書につきましては、現在でき上つておりますので、即刻提出したいと考えておる次第であります。それから炭鉱の経理については、今申しましたやうに復金融資の使途をあくまで追究いたしまして、これがどう使われておるかということとを監査して調べたのであります。私が申し上げましたのは、そういう意味合いであくまで炭鉱経営について調べておる。こういうことでありまして、復金の金もその所定のところに使われずに、どこか別のところに使われておるといふことであれば、これはあくまで調べまして、その不正のところを突きとめねばならぬわけでありま

す。現在私どものところにはそういう事実態の報告がない、かように申し上げておる次第であります。

○川上委員 「回答はなつておらぬ」と呼ぶ。

○神田委員長代理 議論になりますから——次は青野武一君。

○神田委員長代理 報告書を出すというのだから、出してからやられたらどうですか。

○川上委員 「質問の要旨と全然違ふ。だからどうしても発言せざるを得ない」と呼びその他発言する者多し。

○神田委員長代理 私語を禁じます。——許可いたしません。

○川上委員 「許可しない」ということは言わないという理事会の約束だ」と呼ぶ。

○神田委員長代理 許可いたしません。私語を禁じます。

○神田委員長代理 さつき川上委員が言つたやうに、事非常に重大でありますから、麻生鋳業に対する監査報告書並びに復金の大口融資に対する監査報告書、これを出すことを要求して、出すと言つておりますから、これを出すまでの審議を打ち切つてもらいたいという動議を提出いたします。

○神田委員長代理 それは連合審査を打ち切るという意味ですか。

○神田委員長代理 鉦山保安法の審議そのものを打ち切つてもらいたい。この動議を提出いたします。

○神田委員長代理 今質問中ですから、その動議は——青野君、質問ありませんか。青野武一君。

○神田委員長代理 「これは重大です」と呼ぶ。

○神田委員長代理 今のは重大でないと言ひませんが、そういう派生的なものにひつかつて本法案の審議をしないというの、おかしいと思う。

○神田委員長代理 委員長と論議しておるのじやない。報告書が出るまで、この問題の審議を打ち切つてくれという動議を出しておるのだから、みんなに諮つてくれればいいのです。

○土橋委員 ただいま聴議委員からお話がありましたやうに、こういう問題は九州の麻生鋳業のみならず、全国的に多かれ少かれ大小の差こそあれ私にはあろうと思う。國家はただ漫然と融資をしたり、あるいは赤字補填をやつたり、間接的な価格調整をやつておるのではない。必ずそういう鉦山保安あ

るいは鉦物の合理的な開発のためにこの金を使つておるにもかかわらず、今日私が例をあげましたやうに、昭和二十三年度においては、鉦山労働者の災害が十四万も出ておるのであります。そうして昭和二十四年度にはそれよりまだ多い四千二百万トンが要求されておる。こういう事態においては、こういうやうな金の使い方、あるいは今日以後においてもそういうやうな方法で行われるならば、この災害は不可避であるといふことを申し上げておる。ところが大臣はそうじやない、こういうやうな御説明ならば、いよくもつてこういう内容について皆さんの方で明確にしたいだかないと、將來いつまでたつてもこの問題はふえる一方で、災害はふえる、労働時間は長くなつて来る、あるいは炭鉱の労働者がストライキをやる。こういうやうな事態においては、四千二百万トンはおろか、非常に困難な支障が生ずることは明らかである。これは単に一堂あるいは一派の考え方を言つておるのじやなくて、國家の鉦山行政監督をいかにするかと

いうことと、融資の關係における鉦物資源の合理的な開発、災害を除去するために、どういふやうに行ななければならぬかという基本的な問題の基礎を、今われわれは質問しておるのであります。従つてこの問題について委員長におかれまして、ぜひこの緊急動議を取上げられまして、皆さんの方でそれをまず商工当局から十分根本的に

お聞きをして、なるほどそうか、それならば話はわかつたという上に立つて、初めてこの法案が審議せられるのが至当であります。それをただ答弁もできない、また内容についても御説明ができないという事態でこの法案だけが通過しても、今日まで國家がそれだけの融資なり補填を行つておつても、なお災害が激増しておるといふ事実を私は考えておりますので、そういう点を委員長の方におかれても十分お考えになつて、この動議を取上げられて、そうして今日の連合審査会における模様についても、きちつとした結論を出すやうにしたいだきたい、かように考えておるのであります。

○神田委員長代理 どうですか。まだ質問したいという発言通告者がたくさんあるのであります。本案の審議は、関連した派生的な方にも入つたやうであります。國會も余すところ少く、また他法案もあるわけでありまして、質問を十分盡したあとで、なお今の土橋君あるいは聴議君のやうなことが起り得たならば、そのときはそのときといふことにされまして、この際は質問通告が相当あるのでありますから、質問を継続した方が私はよろしいのじやないか、こう考えておりますので、質問通告者の諸君……。

○神田委員長代理 動議を提出しておるのだから、その動議を取扱つてもらいたい。

○神田委員長代理 それでは暫時休憩して懇談したいと思ひます。

暫時休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午前十一時五十八分開議

○神田委員長代理 それでは暫時休憩して懇談したいと思ひます。

暫時休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午前十一時五十八分開議

○神田委員長代理 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほど聴講君、土橋君、川上君等より御要求になりました復金融資等の使途、ことに麻生鉱業等に対する点につきましては、商工省といたしまして後刻さつて関係資料を委員会に提出するとの確言がございましたので、この確言に基づきまして本問題はその資料が参りましたなら、これに関連する質疑を続行する。そこでこれからは発言通告者がございますので、その通告の順に従いまして、逐次発言を許して参りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 それでは質疑に移ります。青野武一君。

○青野委員 私は商工委員会低品位炭鉱の問題がかなり論議せられたという事を聞いております。労働委員といたしまして数回この問題について商工大臣の出席を求めたのであります。が、いかにも商工大臣の出席が悪く、いろいろな事情がありました。ところが、遂に労働委員会に対してはおいでがなかった。商工委員会としてはこの問題は重復するかも知れませんが、労働委員としてぜひ承つておきたいと思ひます。それは鉱山保安法の第一條の目的の中の「鉱物資源の合理的開発を図ることを目的とする。」と書いてありますが、この低品位炭鉱は私どもの持つております資料では約二百七十ほどあるのであり、そのうち四千カカリ以下の炭鉱に對しまして全面的に補給金が打ち切られますと、勢い東部、西部の、あるいは常磐であると山口の宇部

炭であるとか、中小炭鉱以下の四千カカリ以下の低品位炭を出してあります。会社は、経営者も労働者もおそらく全面的につぶれて行く運命に今日はあるのであります。百四十二円平均の補給金をもらつておりましたものを、一躍六十二円を削つて八十円の補給金に減額して、その分をA、B炭鉱の方にまわして、Cの炭鉱にはこれをまわさないといふこととあります。ならば、勢い失業問題が起り、あるいは経営者も労働者も事実やつて行けなくなるのであります。この鉱山保安法の目的から行きますと、この鉱山保安法を合理的に開発するといふ建前であり、今年度の四千二百万トンの中の二・九％に相当するこの低品位炭は、無視されない数字になつておるのであります。でありますからこの問題について公團が買上げを中止する、統制を撤廃する、単價の引下げをやるということになる、失業者の問題が非常に紛糾して来る、これらの点についてこの鉱山保安法の第一條の目的から行きますならば、どういふ具体的な対策をもつてこの低品位炭に對して商工省は臨んでおられるか、この問題をまず第一点としてお伺ひしたいのであります。

○稻垣國務大臣 低品位炭の問題につきましてはただいまの御質疑であります。が、昨年度におきましては三百幾万トンでありまして、大体一〇％見当でありましたが、今年度は四千二百万トンになりまして、その率はなお減るだらうと存じております。それから大体御説のように二百五十九炭鉱ばかりが今までの調査によりますと、四千カ

リ出しておるのであります。が、しかしながらだんだん選鉱設備その他が進行いたしておりますので、この数字も減つて行くことだらうと存じております。ただ二百五十九炭鉱全部が全部一〇％出しておりませんので、その中の少しもひつかつておるものを集めたものが二百五十九炭鉱であります。全体から言いますと、本年度は八％あるいは八％以下に数字としてはなることと存じておるのであります。これも選鉱設備その他のことによつて、できるだけその数量は減らしたいと思ふのであります。それから低品位炭の問題につきましても、そういう方面を考へ、実はこの配炭公團の取扱ひを中止したいといふことは、ある意味におきまして、むしろ價格の面あるいはその他のものもありましかれども、たとえば宇部炭のごときは、その地域にそつた低品位炭を利用し得る工業がありまして、そういう関係でこれがはずされて、いわゆる運賃の面においての操作が非常に樂になる。言いかえれば運賃の面だけプラスになつて行く、こういう問題もあると思ふのであります。またこの價格の決定をいたしますときに、いわゆる消費地渡しに價格をもつてその現場の價格にする、現地の價格にする、こういうことになりましてそれだけ操作が樂になります。そういう面があると思ふのであります。その他でございましてこの低品位炭といふよりも、低品位炭をやつておりますところの中小炭鉱についての保護の方法について、いろいろ考へなければならぬと思つて、その点について始終考慮をいたしております。ただ公團をはずすといふことで利益の面は、

先ほども申し上げましたように、運賃の点であるとか、あるいは現場にすぐ自由に——いわゆる割当制度は別であります。が、かりに割当制度をはずせば現地にこれを利用できる、こういう利点がありますので、不利な点は要するに融資の問題であります。公團を利用して從來何箇月かの融資になつておるわけでありまして、そういう点で融資の点についても考へることが必要である、こう思ひまして、その点についてわれわれの方で考慮いたしておるような次第であります。

○青野委員 重ねてもう一つ御答弁によりましてお尋ねいたします。大体この方針は五大炭鉱を中心に、當利炭鉱中心の方針で行かうとしておること、が、明らかになつておるのであります。が、〇炭鉱でも九州、北海道はいまだに四千二百カカリ、あるいは常磐で三千二百カカリ、宇部で三千三百カカリといふ方針をとおつておりました。が、この四千カカリ以下に一律に切り下げて、〇炭鉱の低品位炭は結局一トン当り百四十二円の補給金を八十円に減額いたしました。〇炭鉱に補給金を一銭もやらずに、AとBの炭鉱にこれをまわすといふことが、すでに不公平な行き方ではないか、この〇炭鉱といふ低品位炭に對して、資金の面で行くといふ具体的な保護を與え、融資をして行くか、そうしないと勢い企業の合理化によつて失業者がたくさん出て来る。あるいは炭鉱自身の経営がやつて行けなくなる、ひいては結果として四千二百万トンの石炭には大きな穴が明く、こういうことに私どもはなると思ひますので、これを労働委員会といたしまして、商工大臣に直接

御出席を求めて、その所信を承る予定にしておりましたので、この点が一番大きい問題でありまして、商工大臣としての具体的な資金の面についての御答弁をもう一ぺん承つておきたいと思ひます。

○稻垣國務大臣 ただいま資金が幾ら幾らどういふような問題については、まだはつきりお答えする時期に到達していません。ことを遺憾に思ひますが、資金の面においても十分考慮をするのみならず、先ほども申し上げましたように、たとえば公團の取扱ひをはずすといふようなことによつて、その地域的用途を促進するといふような面も大いにあつて力があると思ふのであります。

○青野委員 その問題については、また労働委員会に御出席を求めて、こまかい点は御質問したいと思ひますが、商工委員会との合同審査でありますので、あとの質問者のごときでありますので、この点はこの程度で一應打ち切りまして、重ねて御質問したいと思ひます。これは、今炭が要求いたしております賃金の問題であります。これは坑内夫が五百五十七円、坑外夫が三百円という標準で交渉しております。御承知のようにこれは新聞の報道であります。五月三日に北海道の十萬六千、九州地区の炭鉱は去る四日の朝の一番から一齊に波状ストに入つて二十四時間ストに入つたのであります。所属組合約四百、組合員の数が二十七萬人、この二十七萬人の二十四時間ストをやることによつて、石炭の出炭量は一日約六万トンであります。なお團體交渉に決裂した全九州三菱炭山連合会は四日の朝から無期限ストに入

つておる。私が昨日聞きますところによれば、炭労は全般的に來る十四日、十五日は日曜でありますので、十四日と十六日の二日間四十八時間ストをおそらく行われるであろうということをお私に想像しております。炭労が全般的にこういう態度をとつて、そうして経営者の反省を促し、賃金の協定に眞摯な態度をもつて臨んでおりますが、経営者側が遂に中労委の末弘試案に対して全般的にこれを拒否した。季節差とかあるいは物價のはね返りを組合側がその主張を認めたので、経営者側の態度によつてこれが決定するということになつておりましたにもかかわらず、経営者側は無情にもこれを拒否してしまつた。そのために中労委では毎日この問題についてあつせんの勞をとつておりますにもかかわらず、ついに全般的な全般的な大きなストライキに突入することになつたのは、これは一に日経連を中心にする炭鉱経営者側の誠意のないやり方によつて行われているのであります。これについて労働委員会でも問題になりましたが、中労委があつせんをしておるから、政府としては中労委まかせであるというやうな態度を商工省も労働省もとつておるといふことは、日本の經濟の再建や、國家の再建や生産力の増強の面から行きまして、あまりにも無責任な態度である。われ／＼はかように考えて、もつと政府としても経営者側に反省を促すやうな強硬な態度をとつて、この四十五万の炭鉱関係の労働者が自己の最低生活権を守るために、一應中労委の了解を求め、そのあつせんを頼んでおるにもかかわらず、無理難題な経営者の手によつて全般的に拒否を受け

た、こういうことは常に資本家側の挑撥によつてストライキが十中八九行われておる。この重大な炭労のストに対して労働大臣としても、商工大臣としても、安閑としておるわけにはおそれく行かないと思ひます。この点について政府としてはこの問題をいかに処理し、どういふ形で解決して行くかという点については、責任がないとは思ひやうな点であります。これについて中労委と別個な立場から政府の責任において、いかにこれを解決して行くか、いかに労働者諸君の切実なる要求を達成するかという点について、具體的な政府の所信を、幸い労働大臣と商工大臣が出られておりますので、この点に關して明らかに御所見を承つておきたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 石炭の争議はこれはもう申すまでもなく、國家的に見ても、関係者、労働者諸君の方から見ても、遺憾なくこのことでありまして、政府自体今日まで何らの考えもなしに放置しておいたというよりは、むしろ今日までの段階におきましては、中労委を通じてあつせんという形でもつてまゝめて行くといふことの方が妥當であり、効果的であると考へまして、中労委にそれを依頼しておつたわけであり、局長等から必要に應じて推移を御説明申し上げますが、一、二度あるいはうまく解決できるではないかというやうなチャンスもあつたように思ひますが、それを逸したという点は非常に残念だつたと思ひます。現在私たちの見ますところ、あの争議には解決の方

法に二つの考え方があつて、一つは四月、六月の賃金の問題を一應暫定的な措置として措置しておいて、基本的な問題は、時間的には同時でありますけれども、それとは別個にただちに新しい石炭の業界の情勢に應じて検討して、そうして妥當な解決点を見出そうという考え方と、もう一つは争議と同時に一挙にこの根本問題にもある程度メスを入れて解決しようという考え方と二つがあつたと思ひます。今日まで大体中労委がとつて來たあつせんの形は、前者の第一の考え方でもつてやつて來たと思ひます。そうしてこの間に次第に基本的問題も加つて來ましたので、問題は最初より相当基本的な考えなければならぬという面も出て來たのであります。昨日も実は中労委の方たちからも情勢を伺ひ、私から商工大臣、安本長官等にも情勢をお話ししたしまして、そして新しい段階のもとにおいて、何らかの政府の動きを必要とする段階に入るかもしれないといふことは御報告いたしまして、政府自体としても、この問題は決して漫然と放置しておるのではなくして、基本的問題、それから具體的な方法、そういうものについても関係各省とずつと検討を続けておるのであります。しかし今日までの経過、現段階から見まして、今ただちにたとへば政府が強制的に中労委の調停というやうな方式を取上げるといふことにつきましては、これは取上げて行かないという結論に達しておるわけではあります。こ

こしはば一兩日になりますか、数日になりますか、中労委の最後の努力にまつという段階をますとるべきである、こういう考えのもとに私たちはこの問題に臨んでおるわけであり。きわめて微妙な問題でありますので、具体案を示せという御質問の骨子でありましたけれども、今そういう段階において、中労委が既定の線において最後の努力を続けておるといふ段階に、また別個のものを、それも最終的決定といふところまで至つておりましたやうな案を御説明申し上げまして、かえつて事を混乱するというほどではありませんが、事を順調に解決して行くのにはどうかとも思ひますので、決してこれを將來長きにわたつて放置するといふやうな意味でもありませんし、また政府の案を示さないといふやうな意味でもありませんが、現段階においては昨日も中労委といふ／＼打合せまして、ここ数日の分について最後の中労委の努力をお願いしたという状態でありますので、御了承を願ひたいと存じます。

○稻垣國務大臣 ただいま労働大臣からお答え申し上げましたとまつたく同様に私は考へておるのであります。これはとき／＼この問題が起きまして以來、労働大臣とも随時打合せを遂げておるのであります。今しばらく中労委のあつせんに期待したい、かやうに考へておることを申し上げておきます。

○青野委員 重ねて御質問いたします。この問題について私は何も中労委をはねのけて、政府がただちにあつせんに乗り出すという意味で申し上げたのではあります。大体今まではどちらかと申しますと、はつきり申し上げて拱手傍觀の形であつた。陰でいくらか行つたり來たりして打合せをいたしても、労働者は食ふか食われるかの境に追い込まれて眞剣にやつておるのであります。しかも絶対至上命令ともいふべき四十二万トンの石炭は、國家の再建のために、あくまでも齒を食い縛つて眞摯これを自分たちの手で完成しようという、非常に労働意欲が高揚しておりますときに、しかも炭鉱経営者側の一方的な拒否におうて闘わざるを得なくなつて、遂にこういう事態に追い込まれたのが労働者の立場であり、一方的に命令や法規で縛つてこういう問題を片づけようとしたしましても、將來にいろ／＼な問題が残つて來るのであります。この鉱山保安法にありますが、坑内の保安設備を完全にして行く、そうして労働者の生命の危険を除去して行く、傷害率の増加を食い止めて行く、あるいは家族を含めて食われるやうに労働者の生活を保障して行くことが、日本經濟の復興の基礎をなすものであります。この点については労働省よりも、むしろ商工省がより大きな責任を持つております。炭坑問題であり、四十五万の炭山労働者が自己の最低生活をかけての闘いであるといふことを念頭に置かれまして、中労委だけにまかせるのではなくして、むしろ中労委以上に政府の責任において、この問題を誠意をもつて、大きい見地に立つて、日本の全体的な經濟の復興の面から、公平な立場に立つて、解決するといふお考えを持つておられるかどうか。將來もおそらく失業者が増大して参りますと、各所にこ

て、商工大臣の直轄のこの炭鉱問題につきまして、もう一層はつきりしたところをお伺いしておきたいと思ひます。

○稲垣國務大臣 今青野委員の御意見であります。私どももつとめたと存じます。石炭の問題が商工行政として非常に重大な問題であることもよりであります。またこういう問題ができるだけ早く解決されることを希望することでもよりであります。従つてわれわれとして中労委のあつせんが成功しなかつた場合に、いつまでも手をこまねいておるといふ意味合いで私は申し上げたのでありません。必要な場合には、商工省としてその間に立つといふことも、またあり得るか存するのであります。けれども今できるだけこういつた問題は、企業者と労働者と両者の間に円満な話し合いができることが最も望ましいことでありまして、これに対して今中労委があつせんをいたしておるのであります。しばらく中労委のあつせんを見たい、私はかような考え方を持っているのではありません。

○青野委員 商工委員会と労働委員会の合同審査でありますので、あとの発言者の関係もございしますから、私の質問はこれで一應打ち切りますが、労働委員会においてこの問題の発展次第によりまして、重ねて商工大臣に対して御質問したいという考え方を持っておりますので、この点は十分お含みを願つておきまして、私の質問を一應これで終りたいと思ひます。

○神田委員長代理 今澄君。

○今澄委員 この鉱山保安の法律案の

審議について、先般商工大臣に私から御質問を申し上げて答弁を受けたのでありますが、そのことについて二点。それからいま一つはちょうど労働大臣も見えておられますから、労働大臣と商工大臣との御両者に一点。三点だけ関連質問をさせていただきたいと思ひます。

第一は、この前商工大臣は本法案の裏づけとなる資金については、まだきまつておらないというお話でございした。私はこの際はつきりとお聞きしたいことは、予算のはつきりしない法律案をつくりまして、それはナンセンスだといふことでもあります。中小企業廳にして、その他あらゆるものが、いろいろ法律案は提案しましたけれども、有名無実で、ほとんど大衆の人氣取りに墮した。それを裏づける資金並びに資材がはつきりしておらない。本法案が通過したあかつきに於いて、一体どの程度の予算をこれに充てようとしておるのか、もしきまつておるならばその大体の金額、またきまつておらなければ大体どういう腹案を持っておられるのか、この点をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○稲垣國務大臣 この問題は、この前の今澄さんの御質問にもお答え申し上げたと思ひますが、もちろんこの法案を実施する上においては、坑内の設備に対しての予算がいります。しかしながら同時に保安だけを切り離して行く問題ではありませんので、坑内全体の施設その他と関連を持つことは、今澄さん御承知の通りであります。それに関連した全般的のいわゆる設備資金というものをどの程度にとるかということが問題であるのであります。その

わくについては、目下例の見返り資金の中において、どの程度のわくをこれに充てるかといふことについては、なお関係筋との間のいろいろな関連もありますので、目下検討中であると思ひます。答えてこの前に申し上げたと思ひますが、今日もその状態であることを御了承願ひたいのであります。それだからといつて、この法案を出しても意味をなさぬじやないかという御意見には、私は同意いたしかねるのであります。まして、この保安法案の中には、こういうものができるといふ、なおさらそういう問題に対しての逆の裏づけにもなると思ふのであります。同時にまたこの中には保安委員会その他の問題もあるのではありませんか。私は裏づけという意味から言えば、逆の裏づけでございしますけれども、このことが最も必要であると思ふのであります。

○今澄委員 おそらくこの法律案を起草された事務当局の方々も、今少しくこれに対する予算の見通しと、それらに対するわくも商工大臣がはつきりさせてから、この國會へ提案されたならば、もつとぐあいよかつたであらうと思つておると私は存するのであります。

もう一つ。それではこの鉱山保安に対する事務を商工省でやるか、あるいは労働省において眞に鉱山労働者のためにやるか、というやうな問題がいろいろもつれておつたことは御承知の通りであります。どういふ理由のもとに、商工省の専管でやられることになつたかといふことを、商工大臣から。しかして商工省が専管してやつても、労働大臣としてはそれで十分であると思ひになるのか。その点の御見解を

両大臣からあわせて承りたいと思ひます。

○稲垣國務大臣 これは第一條に規定しておりますように、一面において労働者の厚生という面があり、同時に労働者の資源の保護の問題、この両面を持つておることは御承知の通りであります。第一段の面は労働者に關係が深いことはもちろんのことであり、第二段の面は、これは商工省の所管の問題になつて来るのであります。同じ鉱山におきまして一体両方から入つて来るやうな煩わしさは、これこそ実際の生産の足を上げる意味におきまして、またほんとうに保安の意味から申しまして、いろいろ不便な点があるのではないかと。ことに鉱山労働者の保安に關しまして、鉱山保安の諸施設に対する資材その他の問題が、先ほど申し上げました設備の全体の問題に關連を持つといふ關係から、この点は一元的にこれをやるやうな場合には、しばらく商工省においてこれをやつて行きたい、こういうことで商工省の所管としてこの法案を提出しようとなつてあります。これについては労働省との間にいろいろ御協議を重ねた結果、労働省としてもこれを了承されて、この法案が出たわけでありました。

○鈴木國務大臣 この鉱山保安の権限が、商工省の方に決定したという推移につきましては、大体商工大臣からたゞいまお答え申し上げた通りであります。もつと率直に申しますと、労働省なりあるいは労働組合側、これは労働省の方がやるべきだといふ相當の御意見もあつたことは、もう皆さん御承知の通りでありますけれども、昨年の前内閣のときに、閣議の決定としてこ

の問題を政府全体の意向として、この方面に決定したという推移を通じて参つたのであります。すでに決定した政府の意向であり、一つの方式である以上、主管省の商工省を中心に全力をあげて、要は保安の問題を通じて労働者諸君を守るといふ点にあるのであります。法律の中にもありますように、労働大臣も、労働基準局長も、それぞれ監督の權利を保有しておりますから、それをも通じ、そうして從來の經驗をも援用いたしまして、商工省と一体となつて、極力鉱山における労働者の保安の面を通じて、労働者の立場の保護といふ問題に努力いたすつもりであります。この方式をもつて誠意を盡してやつて行きますならば、御指摘のやうに、今後鉱山における保安問題を通じて、少くとも消極的には現状よりは悪くしない、積極的にはさらにあらゆる方式と政策を盛り込んで、この方面を充実して行くといふことは、決して不可能ではないと思つております。そういう線に向つて極力努力いたすつもりであります。

○今澄委員 この鉱山保安法ができて、労働大臣が鉱山労働者に対し、負うところの責任は何ら軽んぜられるものではない。ます／＼ひとつ責任の重なることを痛感してもらいたいと思ふとともに、私はもう一つ先ほど商工大臣にお聞きしたのですが、商工大臣に鉱山監督官に三級官を置いておるのはどうかといふことをお尋ねしたところ、商工大臣から三級官は置かない。そのためにリコールというやうな制度は必要ではないだらうという御答弁がございました。そこで私はさらに調べ

たところ、本法案の別表の一に、

第一類第十号附屬の四 商工委員会労働委員会連合審査會議録 第一号 昭和二十四年五月十日

九

中央においては九名の三級官、地方においては実に九十二名の三級官が勤務監督官として出ている。これらの人々がどういふわけであらうか、お聞きしたい原因が、もしさつき私が第一に質問した、予算がとれない。いねゆる法案はできたけれども金が足りないというふうなことから、そういうふうな三級官を配されて、それらの三級官が強力なる権限を持つことになる、これは労働者全般の立場から、予算が足らないために、監督官のような重大なるポストに三級官が多数割当ということになる、これはゆゆしき大事である。私は労働者の生活を守り、保安を守る意味合いからして、どうしてもこの際二級官をもつて全部これに充てるか、それができなければ、せめてリコールの制度を設けて、適当ならざるそれらの監督官を罷免できるように、リコール制度をこの鉱山保安法につけるということが良心的であると考えて、これに対してひとつ商工大臣のお考えを承りたいと思います。

○山本(高)政府委員 お答えいたします。ただいまの鉱務監督官の二級官、三級官の問題であります。人事院との申合せと申します。了解を求めたところによります。今後この鉱務監督官の任用資格といたしましては、年齢が三十歳以上、それから四年の経験者、もちろんその前に試験があつて資格を持つておらなければならぬと思ひますが、そういうふうな三十歳以上、四年の経験という者を任用する方針にいたしております。実質上は決して実際の能力の欠ける者を任用することのないように十分注意するつもりであります。

○今澤委員 もし実質上において非常に不適当であると認める場合があれば、リコールをおとりにならずに、どういふ処置をおとりになるか。

○稲垣國務大臣 これはむしろ商工大臣の監督下にあるのでありますから、商工大臣がこれを罷免するといつたような形になると思つております。その点はこの前もお答えした通りであります。

○神田委員 長代理 岡田春夫君。

○岡田(春)委員 大分いゝ／＼な問題が出て参りましたが、鉱山保安法の問題から伺つて参りたいと思ひます。今の労働大臣が鉱山保安法の所管の問題についてのいきさつについてお話をあつたのですが、労働大臣のお話を聞いても、当時の経過を考へてみても、当時労働省が鉱山保安法を提案されて、原案をつくられておられるところにおいては、労働省所管の鉱山保安法の考へ方は、労働者の生命を守るといふ考へ方から、あくまでも鉱山保安法というものをつくつて行こうという考へ方で、案をつくられたと思ひます。この精神がやはり今度の法案の中においても、労働基準法の適用を除外するという関係で、具体的に現れておられるのであります。そういう点から考へました場合において、この商工省の所管で提出されました鉱山保安法が、労働省の所管の当時において考へておつたアイデアと完全に一致したものであるかどうか、あくまでも労働者の命を守る、労働基準法にかつて鉱山保安法を実施することによつて、鉱山の労働者の命を守るものであると確信されているかどうか、という点をまず労働大臣に

お伺ひしたいと思ひます。

それからもう一つは、さつきの労働大臣のお話では、前内閣の当時において、労働省の所管にすべきものを商工省の所管に移したのであるから、これはその当時の閣議において全体として方針をきめたものであるから、その線に沿つてやつておられるのか、かようなお話がありました。そういうことになりましたと、労働大臣は前内閣の方針をあくまでも盲目的に踏襲されて、労働省の所管としていいという意見も自分ではあるけれども、ともかく前内閣の方針をそのまま踏襲してやつておられるのか、こゝういふふうな意見であります。かどうか、この二つだけをまずお伺ひしたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 先ほど申しましたのは、そういう見解が組合側にもあり、また一方に商工省が資材その他の関係で所管すべきものである。これも強い意見があつたのであります。私の先ほど申しましたのは、労働省が絶対にしなければいけないという意味ではないのであります。そういう意見は双方にありました。それも御承知のように、前内閣、その前の内閣あたりからこの問題は解決されないままでもつて推移して來てゐる。いつまで放置してもいけないというので、閣議で――

私當時閣僚ではありませんでしたから、あるいは閣議の様相については見当違いがあるかもしれませんが、政府全体の意向として決定した、一旦決定した以上は労働省側にも、商工省側にも、また組合側にも、いゝ／＼考へ方はあつたであらうが、一つの政策が決定したのであるからして、必ずしも商工省に移せば、この行政ができ

ないというわけのものではないのでありますからして、その決定した方向において立案され、そうして政策を進めて行くという考へ方に賛成と申し上げたのであります。それから当時労働省でつくつた法案、これはどれを指しておつしやられたか存じませんが、一つのことといひますか、考へ方を書いてみるという程度のものであつたかと思ひますけれども、これも私自身直接関係はしていませんが、記憶ははつきりいたしません。法案というふうなものにまでは行つていなかったのじやないかと思ひます。考へ方というものはあつたけれども、御質問にありましたように、この保安法で行くという、労働者の諸君の保安、安全という問題が達せられない。労働省の立場、考へ方から著しく背馳してしまつて、達せられないといふふうなものだと考へておりません。運用によつて十分成果を上げ得ると思ひます。

○岡田(春)委員 今のお話で労働大臣はあまり確かなでないような御答弁、不明確な答弁でしたが、労働省が考へておつた鉱山保安法は、あくまでも労働者の命を守るといふ意味においてのアイデアで、そういう法案をつくらうというお考へであつたのだらうと思ひます。これはもちろん異議はないところだと思ひます。ところがさつきの商工大臣の提案説明、あるいは先ほど今澤君に対する御答弁の要旨等を聞いておりました。労働者の命を守るという点にむしろ第二義的な問題であつて、生産のために鉱山保安法を設けて行くのだ、生産を増加するためにはまた労働者の命を守らなければならない。こ

ういふふうな観点からのお話であつて、あくまでも商工大臣の場合においては、生産というものを第一に置かれて、そうして鉱山保安法をつくられておるといふアイデアが、先ほどの商工大臣のお話で明らかになつた。そうなる参りますと、今労働大臣のお話である鉱山保安法のアイデアと、見解において、相当大きな相違があるといふことが、はつきりいたして参つたと思ふのであります。この点については労働大臣にお考へになりますか。

○稲垣國務大臣 今私が例に出されましたが、ちよつと私から先にお答えしたいと思ひます。どうも少しお考へ遅いをされておるのではないかと申すのであります。労働者の保護、保安、衛生、そういうふうな問題が従であるとは全然御説明申し上げたとは考へておりません。そうして私自身そういうことを考へていないのであります。先ほど私が申し上げましたように、一方において労働者の保安という問題があり、一方において鉱山の保安という両方の問題がある。これを一つにまとめたという御説明は申し上げましたけれども、しかしながら鉱山の保護が主であつて、労働者の保安は従であるという御説明をいたした覚えはさらにないのであります。その点は誤解のないようにしてもらひたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 労働行政に當る者の立場といたしましては、もちろん岡田委員の御指摘の通り、この法案は労働者の安全、生命を守るといふことが根本において立案されるものであり、ま

きまして、賛成が得られない場合においては、鉱業権者がかつて保安委員を選べるということになつておるのであります。これでは結果において、結局鉱業権者が労働者の賛成を得なくても何でもいから選べる、こういうような條文なのであります。こうなつて参りますと、従来通りの鉱業権者の権限において保安委員という形式をつくつて、保安委員に責任を轉嫁するという形の法案になつておると思うのであります。ところが、この点はいかがでしようか。

○會根説明員 ただいまの点につきましてお答え申し上げますが、但書で特に規定いたしましたのは、特別にどうしてもその推薦が得られないという場合の、ごく例外的な場合にも保安委員会を形成し得るようという意味で、但書はつけられてあるのをごさいます。建前といたしましては、半数は実際に現場の保安の第一線に働いておる労働者側の人から、残りの半数は主として保安技術職員から鉱業権者に選任してもらふ、そういうような形をとりたいと考えております。

○岡田(春)委員 それでは大分皆さん急がれておるようでありますから、簡単にやつて参ります。どうも説明員の御説明では明確でない点が多々ありますし、あとで再び時間を置いてから追究をいなしたいと思ひます。もう一つ、これは重要な問題であります。先ほど配付されたGHQの天然資源局の参考資料を見ますと、たとえば中央、地方に置かれる保安協議会の性格は、大体五人委員会、この保安協議会が指示決定の権限を持つておるのであります。ところがこつちの法案に現

われて参ります限りでは、これは單なる諮問機関になつておる。ここに実は法案上の本質的な差異があるのです。形式上においては同じようであるが、労働者の意見が直接に決定されるような制度になつておらないという点においても、大きなすりかえが行われておる。それから先ほど今澤君から御質問のあつた鉱務監督官その他のリコール制の問題であります。GHQの案によりますと、リコールに近いような性格のものが実は設けられておるのであります。ところが商工委で提案された法案によりますと、こういう職員に対するリコールに近い制度は、全然設けられておらないのであります。こういう点についても、今度の鉱山保安法は、従来の鉱業権者の形をそのまま保安法の中に生かして行くというような形で、あくまでも直接危害をこうむる労働者の発言権は、実際に決定する形にまで現れさせないよう、現実とこの権限がないような形の法案になつてしまつておるとわれは考へるのであります。こういう保安上の差異を伺いたいと思ひるのであります。

○會根説明員 まず第一の協議会の性格とそれからGHQからの五人委員会の問題ですが、GHQから提出になりました五人委員会の趣旨は、鉱務監督官と、保安技術職員に対する試験を管理するというのが、大体建前になつております。それに対しては、試験審査会というものをやはりこの條文で規定するようにいたしました。五人委員会の趣旨は、試験審査会の方で決定してこれを取入れる。それから協議会の方は、向うの案の中にあつたので

はなくて、別にその後皆さんの意見を取入れまして、新たに加えた事項であります。

それから罷免請求の問題につきましては、私も最初用意しました原案には入れておいたものであります。その後この法案を整理する段階におきまして、この罷免請求の條文は、公務員法による処分規定で十分に実施し得るし、そちらの方に規定すべき事項であるということ、この法案から落したわけでございます。しかし内容的には十分にこの趣旨は、別のその専門の法律で取入れるという建前を持つております。この二つの点につきまして、それは、総司令部の方にも事務的おるのであります。

○岡田(春)委員 大体これははつきりして参りましたが、たとえば保安管理者の問題にいたしまして、形式的に保安管理者をつくつても何ら権限が與えられておらない。やはり保安上の實際の責任、権限は鉱業権者にある、事業主にあるという点が明らかになつた。あるいはまた保安委員にいたしましても、労働者の中から選ぶという表面上の形式だけをとおつて、保安委員会に対して何らの権限が與えられておらない。こういうような形で、今度の鉱山保安法の中には、事業主の権限が依然として強力に現わされておるのであります。言葉をかえて言うならば、経営のために炭鉱の保安をやつて行くという性格が、はつきり盛り込まれておるのであります。こうなつて参りますと、先ほど労働大臣のお話のあつた、あくまでも労働者の命を守るための保安法ではなくて、生産を上

げるための、経営を維持するための鉱山保安法である。こういうような考え方がはつきり現われているということ、ここで労働大臣もはつきりおわかりを願いたいと思ひのであります。これ以上私は、この鉱山保安法の問題については、時間の關係で遺憾ながら質疑することを差控えたいと思ひのであります。

続いて炭鉱ストライキの問題について、青野君からお話がありましたので、簡単に伺つておきたいと思ひます。三月十一日に検査総長の発表並びに労働省の通達によりまして、賃金の未拂の問題については、明らかに労働基準法第二十四條の違反であるという点が明らかにされておるのであります。が、今でも労働大臣としては、こういうような未拂の問題は、基準法違反であるとお考えになつておられるのだらうと思ひますが、その点はどうか、まず第一にお伺ひしたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 賃金の未拂いと一口に申ししましても、ずいぶんいろ／＼なケースがあると思ひます。何らの努力もせずに、またたとえば最も優先的の債務であるところの賃金に支拂うその金を、賃金に支拂わずして、ほかの方にまわしてしまつたとか、そういうような場合には明らかであります。そのほかいろ／＼な場合があります。あの検査総長の声明のときには、私も検査総長と一緒にGHQに参りまして、そうして話を伺ひました。当時私どもの意見としましては、そういう種類の賃金の不拂いは、基準法第二十四條の違反として取締る。しかし

どういふ程度のをどのようによ、という細目に至つては裁判所側の判定によるべきである。こういう見解でもつて労働基準局が、そういう裁判所の一つの補助機関として措置していただく、但し労働行政の方面から独自の立場をもつて、今の処罰云々という問題に關しましては、裁判所が主としてその衡に當るものである。御質問をもう一度繰返しますと、原則として拂うべき賃金を、今も申しましたようにいろいろな場合がありましかつても、何らの努力をしない場合とか、あるいは他の方に支拂つてしまつたというやうな形でもつて賃金を支拂わなかつたという場合は、基準法違反であると同時に解釈しましたし、今も解釈しております。

○岡田(春)委員 それでお伺ひしますが、あなたの所管の労働基準局の見解として、今度の炭鉱ストの問題において、御承知の通りに三月三十一日に団体協約によるところの全協定が……
〔そんなことは労働委員会やればいい〕と呼ぶ者あり
○岡田(春)委員 そうじやないので。これは連合委員会で行かれます。――商工大臣がGHQへ行かれる。そうでありますから、商工大臣に……
〔発言する者あり〕

○神田委員長代理 靜肅に願ひます。
○岡田(春)委員 商工大臣に伺ひたいことは、賃金の未拂ひの場合においては、これは明らかにGHQの増炭指令、三月十日であつたと思ひますが、それに抵触すると思ひます。こういう炭鉱の賃金の未拂ひの問題、それを増炭指令に抵触しないとお考えになつておられるかどうか、この点を伺ひたい

こと。それからもう一つは、さつき鈴木労働大臣はきわめてあいまいな御答弁をされておりますが、今度の炭鉱ストの解決の問題については、これは明らかに政府側が責任を負わなければならぬのであります。これはマーカットが非公式の覚書を発表までして、日本政府の責任においてすみやかに解決すべきであるというような覚書を手交しております。これに対して、この四月三十日でありましたか、衆議院の本会議において労働法規改悪の質問に対して、その場合における労働大臣の御答弁ではもう一兩日中に解決いたしますということをお話になりながら、今日においてもまだ何らの進展もなく、しかも中労委にまだまかして、何とかしておるのだという形で責任の轉嫁策を講じておると思うのであります。こういう点、もつとはつきり責任の所在を明らかにした解決の方法、あるいは確信をお持ちになつておられるかどうか、こういう点を商工大臣の行かれる前にひとつはつきり向つておきたいと思ひます。労働大臣も大分忙しいのでありますから、私はもう少し聞きたいのであります。私は労働大臣に二、三の点を伺つて私の質問を終りたいと思ひます。

モランダムに違反しておるのではないか、こういうような質問がありました。そのモランダムは、政府がこの間に立つて云々という意味ではなくて、政府としてこれに対して十分に善処されることを希望するという意味合ひであります。善処するという意味合ひで、結局われ／＼といたしましては、まず中労委に対してこれのあつせんを願うという形をとつたわけでありまして、これは先ほどのお答えで申し上げましたように、一生懸命中労委においてやつておられるのでありますから、いましばらく経緯を見たと上では全然われ／＼は手をこまねいておるといふのはありませんので、その場合にはまた適当な処置をとりたい、こう考へておることを申し添えておきます。

○岡田(春)委員 それでは中労委の最近の裁定案の中で、特に生活費の補助として五百円を会社側が支拂うべきである、こういう点についても、おそらく中労委に信頼をされておりますからこれは妥当だとお考えでございませうか。その点はどうですか。

○鈴木(春)委員 そういつた問題について、ここで私があなたへのお答えにイエスとかノーとか申し上げることは、今後のあらゆるあつせんの上におもひからぬ影響を與えんと私は存じますので、そのお答えは御遠慮申し上げたいと存じます。

○岡田(春)委員 商工大臣は行かれるそうであるから、商工大臣への質問は打切つて、労働大臣にも一つ承つておきます。さつき話が中途になりましたけれども、労働基準法の精神といたしまして、団体協約の期限が満了いたしましたあと、しかも雇用関係が従来通り継続しております場合において、しかも新協定が結ばれておらない場合の空白、無條約時代、こういう場合において、一般通念としては前協定が経過措置としてそのままとらるべきである、かように考えますが、その点はどう思われますか。

○鈴木(春)委員 いや大臣の御答弁を聞きたいのです。

○岡田(春)委員 法規の細目にわたつておられますから、なるべく労政局長から聞いていただきたいと思ひます。

○岡田(春)委員 これは労働大臣という労働行政の最高の機関にある人が、一般通念としても無條約の時代において、経過措置がそのまま使われなければならないというところは、これはもう労働法規のABCの問題だと思ひます。それであなたもさつきこの問題について、労働大臣はきわめて慎重に抜け道、あげ足をとられないようにというお考えか何か知りませんが、少くともこういう点は、一般的通念としてあなたの考えを伺わなければいけないのではないかと存じます。

○鈴木(春)委員 決して用心深く抜け道、という意見ではありませんけれども、御承知のように労働協約の問題につきましても、新しい労働組合法の問題その他から幾つかの新しい解釈が検討されております際でありますから、その衝に當つておる労政局長を今呼んで来るからと言つたのであります。

○石田(一)委員 ただいま労働大臣は、たいへんあいまいなことをおつしやつております。あなたの責任において労働組合法の改正案を出しておつて、その改正案においては、労働協約が満期になつたときに、一方の使用者が、あるいは一方の意思によつて今後の運動を宣言した場合に、これが無効になるのだといふことの法案を出して、これが正しいといふて、あなたが主張していらつしやるようであります。おそれらく現在の段階においても、要するに労働協約が満期になつたときに、もうそれは効力のないものだといふことを、あなたはおつしやる意思なのではないでしょうか。少くともそうしなければ、今お出しになつた法案を正しいといふて、あなたが主張できないはずで、あなたの意思に反しておるものをお出しになつておることになりますか、どうですか。

○鈴木(春)委員 現在掛案されておるところの労働組合法によるところの、そういう場合の解釈は、これはもう明確になつております。それはこの組合法がこれから成立すれば、おのずから行われて行くのでありますから、これははつきりしております。それから現行法及びその過程においてどう解釈するかという問題は、微妙な点がありまして、相当検討を要する、こういう意味であります。

○岡田(春)委員 はつきりこつちから申し上げますが、あなたの方の労働基準局でこう言つておるのです。継続的な雇用関係において労資の団体交渉によつて契約満了後の措置を協議することになつておる場合に、新協定成立までのブランクの期間、空白の期間に旧協定が延長されることは当然である、こういうふうに言つております。これは労働協約、雇用関係の常識であり、原則です。こういう点を私としてははつきり言えないといふようなことは、これは炭鉱ストの問題について、あなたが責任を回避されて、根本的な腹ができておらないといふことがはつきりしておるのであつて、こういう点が御答弁できないようでは、これはどうも炭鉱ストを解決するのには、はたしおやりになれるかどうか、こういう点にまでわれ／＼は疑念を感じざるを得ないのであります。

○鈴木(春)委員 ただいま申しましたように、新しい法律の方は、これははつきりいたしております。古い方ははつきりいたしては、しかし中間の段階的にはどういふふうな処置して行くかという問題は、目下検討中である、労政局長から聞いていただきたい、こういう意味であります。

○岡田(春)委員 中間のといふお話がありますが、今改正案が通るか通らないかわからないけれども、この労働法規の改悪案が通る以前は、今までの法律の考え方で行くべきはずであつて、中間のブランクとか、そういうような考え方をすべき段階なんかありやうはずはないわけでありまして、どうも労働大臣は非常にあいまいな言葉で、絶えず逃避されておる点があるのです、まづそういうような中間の段階といふものがあるのですか、どうですか。

○賀来政府委員 炭労が連盟と結んで

おります労働協約が三月にきまつて、その後この労働協約が違法であるかどうかであるかということが問題になつておることに關連しての御質問だと考えます。労働協約が切れましたならば、それに基いての労働契約もこれは無効になるのであります。しかしながら労働契約が無効になつたからと申しまして、その労働協約で定められましたところの労働契約の賃金額というものは、これは特別に事情の変更のない限り、その賃金は維持するべきであります。

○岡田(春)委員 その維持されておらない場合、そういう精神に反した場合においては、いわゆる労働基準法の違反というか、労働基準法の精神に反しておるものと、かように考えるのです。その点はもちろんさようにお考えでしょうね。

○賀來政府委員 その賃金が拂われない場合、ただちにそれが基準法違反になるとは考えておりません。さような場合に、たとえば炭労の例をとりますと、二割引になつたという事実がありましたが、その金額は不当であるというので裁判に出て参ります。たいていその裁判では、特に民事裁判におきましては、特別の事情の變化のない限り、前の協定が合理的なものであるとすれば、その合理的な賃金を支拂えということが出ましたときに、その支拂いをやらないと基準法違反といふものが出て参りますが、直接には出て参らないと考えております。

○岡田(春)委員 それでは法的には違法でないにしても、先ほどの賀來局長のお話によりますと、それを守らない場合には不当でないといふことが言

得るわけですね。

○賀來政府委員 妥当という言葉は、非常に答え方によりますと、妥当な答えができないかもしれませんが、われわれの考え方としては、特別の事情のない限りは、あの協約の賃金は支拂わなければならないというふうな考え方をいたしております。

○岡田(春)委員 実はそれと違つた事実が今炭鉱において行われているのです。四月の職員の給与は、すでに資本家側の一方的な措置によつて、前協定をそのまま経過規定として背負つて行かなければならぬにもかかわらず、それが局長の意見で妥当な考え方として確認されたわけですが、そうでなく反対の事例、四月の職員の給与においては各山とも八割の給与が資本家側の一方的な措置によつて行われているのであります。こういう点については、あなたはかにお考えになりますか。

○賀來政府委員 ただいま二割引で行われているという場所もあるということとは聞いておりますが、これは確定的に二割引に一方的に切つてやつたというふうには聞いておりません。現在の炭鉱は急に補給金がなくなりましたので、金融にも困つておるといふので、さしあたり八割程度拂つておる、かように聞いておるのであります。この賃金がいかに悪いかということになりますれば、結局法律論になりますれば、裁判所でその妥当性を決定するだろうと考えております。

○岡田(春)委員 しかしおかしいじゃないですか。連盟側の回答は、中央において前協定をそのまま支拂うことは不可能であるという回答を出しておる。各山において、自由な裁量におい

てこれは拂うからという、一方的な破棄通告をした。こういう事実があつて、しかもわれわれの調査した限りにおいては、八割支給というものが実際に行われておる。こういう点が、あなたとしてはさつきの法の精神、法の解釈の点からいって妥当でない、前協定がそのまま守らるべきである、かように見解を披瀝された場合において、この事実については、さつきの精神通りのあなたのお話で行くならば、これは当然妥当でないという回答がなければならぬにもかかわらず、きわめてあいまいな回答をもう少しはつきり御答弁願ひたいと思います。

○賀來政府委員 先ほど申し上げましたのは、労働協約において定められませんでしたところの賃金額は、労働契約の形で結ばれているのであります。その労働協約が無効になりましたときには、自然その労働契約も無効になる。しかしながら労働協約に定められませんでしたところの賃金が合理的な水準でありますならば、これは労働契約がなくなつてもその水準を支拂わなければならないという考え方をしておるということとを申し上げたのであります。ところで八割に切つたことが正しいかどうかという問題につきましては、これは民事裁判によつて最終的に確定するべきものである。こういうことを申し上げた次第であります。

○岡田(春)委員 それではあなたの御意見ですと、民事裁判まで、これは労働基準法の問題、法律上の問題としては判定が困難であるというお話だろと思うのですが、そうすると先ほどあなたのお見えにならないときに労働大

臣に伺つておいたのですが、三月十一日の賃金の未拂ひの場合において、未拂ひをした場合に、労働基準法第二十四條にこれは明らかに違反するといふ検事総長の声明、あるいはあなた自身がお出しになつた地方に対する通達、こういう点とにらみ合せてみて、二割未拂ひになつておるという点は、これはどういふふうにお考えになりますか。

○堀説明員 三月十一日付の通牒の趣旨は、賃金の債務が確定しておるような場合において、それを支拂わないという場合においては、あの方針によつて断固発動するという方針であります。それから今度の問題につきましては、賃金債務が確定しておるか不確定であるか、その点については疑いがありますので、その点については不確定分として、八割の分については初めの方針ではあります。あとの部分については争いのある債務でありますので、この点は労働委員会その他当事者間において至急確定を要する、こういう態度でおるのでございます。

○岡田(春)委員 いままでその点を追究しても、非常に要領よく逃げておられるので、今の御答弁と各局長の御答弁との間に私は食い違いがあると思ふのです。というのはあなたの場合は未確定であるという根拠に立たれてのお話でありましたが、各局長の場合においては、経過措置として一般的に前協定をそのまま踏襲するのが時期として一番妥当であるという考えである。こういう点で食い違いができておる。そこに政府の炭鉱ストに対する解決の方針が出ておらないということなんです。そういう点から言ひましても、さ

つきマークットの非公式覚書に、あるいはまた労働大臣の再三の答弁によりまして、何らかの形で解決すると言ひながらも、政府自身が炭鉱ストに対する解決の根本方針を持つておらない。おらないというよりも、能力がないのかもしれない。こういう点について、中労委に對して責任を轉嫁しておけば、何とか行くであらうというのではつたらかしておる。この点はもつとはつきりと、労働省というものは、労働者の保護のためにやつてくれる行政機関であるとすれば、もつと賃金に労働者のためにやつてもらわなければならぬと思ふ。こういう形では炭鉱ストは解決いたしません。おそらく十四日から全国的に炭鉱ストは無期限ストに入るであらうでしょう。こういう時期においては、炭鉱資本家の責任は、さつき申し上げましたように団体協約という名において、炭鉱資本家の責任はもろん言うまでもありませんが、それと同時に吉田内閣にも大きな責任があることを労働大臣におわかり願つて、こういう点をもつとはつきりやつてもらわなければなりません。労働大臣の御答弁を願ひます。

○鈴木國務大臣 先ほどから繰返して申し上げました通り、中労委に全部押しつけて安閑としておるといふのではないのであります。政府は政府として十分考えておりますし、また炭鉱のストの問題につきましても、さつきも申しましたように、根本的問題にまで掘り下げて考えております。ただ政府の動き、理解度、その点の考え方につきましては、商工大臣も申しましたように、きわめて微妙な關係の時期にあり、中労委になお最後の努力を傾けて

もう。それから同時に政府自体とい
たしましては、すべて中労委にまかせ
切るといふ考えでは臨んでおりませ
ん。政府の責任も十分考えております
し、万全の方途を講ずるつもりであり
ます。

○門脇委員 大分問題が労働委員会独
自の分野に入っておりますからして、
合同審査会は本日はこの程度で休憩さ
れんことを望みます。

○岡田(春)委員 関連しますから……。

○神田委員長代理 大分時間も過ぎま
して、われ／＼の生理的要求の時間が
到来しておるのではないかと思います
が、岡田君も労働委員になられたよう
ですから、機会があらうと思ひ
ますから……。

〔発言する者多し〕

○神田委員長代理 静粛に願います。
門脇君に発言を許します。

○門脇委員 合同審査会はこの程度に
おいて打ち切り、最後の決定をされんこ
とを要望いたします。

○神田委員長代理 門脇君から連合審
査会はこの程度において散会するよう
にという動議が出ておりますが、御異
議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 御異議なしと認め
ます。本日はこれにて散会いたしま
す。なお商工委員会は午後二時半から
開きます。

午後一時二十五分散会

昭和二十四年六月七日印刷

昭和二十四年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局